

内閣参質二一三第一三八号

令和六年五月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聰君提出家庭連合への解散命令請求手続きに関して数多くの有識者が問題視していることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出家庭連合への解散命令請求手続きに関する多くの有識者が問題視していることに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「解釈変更」及び「虚偽答弁」が行われた事実はなく、「厳密な審理がなされるべき裁判所をも欺いて申し立てられた解散命令請求は、その申し立て 자체が無効である」との御指摘は当たらない。

二及び三について

お尋ねは、現在、裁判所に係属中の事件に関する事柄であり、お尋ねにお答えすることは、今後の審理及び裁判に影響を及ぼすおそれがあることから、差し控えたい。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、参議院議員北村哲男君提出世界基督教統一神靈協会に関する質問に対する答弁書（平成六年七月十二日内閣参質一二九第九号）一についてにおいては、同議員の御質問に対し、一般論として、当時の考え方を答弁したものである。

五について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは差し控えたい。